

## 現場代理人の常駐義務緩和及び兼任の拡大について(令和2年11月9日改正)

北杜市建設工事標準請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、一定の条件を満たす工事において、現場代理人の常駐義務を緩和し工事間で兼任を可能としていますが、令和2年11月9日から次のとおり改正します。

### 1 現場代理人の常駐義務緩和及び兼任要件

#### 【改正前】

#### ①次の全てを満たし発注者が認めた場合

(1)北杜市が発注する工事

(2)兼任する工事の請負金額(税込み)のそれぞれが3,500万円(建築一式工事7,000万円)未満

※ただし、山梨県等の発注工事と工事区間が重なり密接な関係があり随意契約した市発注工事について、山梨県等と北杜市が承認した場合は、兼任可能。

#### ②兼任できる工事の件数は次のとおりです。

(1)兼任する工事に災害復旧に係る工事を含む場合は、3件兼務可能

(2)兼任する工事に災害復旧に係る工事を含まない場合は、2件兼務可能



#### 【改正後】下線部が改正箇所

#### ①次の全てを満たし双方の発注者が認めた場合

(1)公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間発注者)が発注する工事で、施工場所が北杜市内又は相互の間隔が10km以内。

※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事

(2)個々の工事の税込み請負金額が8,000万円未満

#### ②兼任できる工事の件数は次のとおりです。

(1)兼任する工事に災害復旧に係る工事を含む場合は、3件兼務可能

(2)兼任する工事に災害復旧に係る工事を含まない場合は、2件兼務可能

### 2 兼任する際の注意事項

①必ずいずれかの当該工事現場に駐在すること。

②1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

③現場を離れる際には、安全管理及び施工に関する責任者を配置し、安全管理の徹底を図ること。

④監督員と連絡が取れる体制を構築すること。

⑤緊急時の体制等を立案し監督員へ協議すること。

### 3 常駐を要しない期間

工事協議書等の書面により期間を定め、双方の連絡体制が確保された①～⑤の期間については、現場への常駐を緩和します。

- ①契約後、現場事務所の設置、資材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- ②災害発生、埋蔵文化財調査等により、工事の全部の施工を中止している期間
- ③橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみを行っている期間
- ④竣工検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ⑤①～⑤に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

### 4 手続き

現場代理人を兼任する場合は、契約時に「現場代理人及び技術者通知書」と同時に「現場代理人兼任申請書※」を提出してください。

- ※山梨県等の工事と兼任する場合は、各発注機関の承認が必要となります。  
申請書の内容確認後に「現場代理人兼任承認(不承認)通知書」を交付します。

### 5 その他

兼任の条件を満たしている工事においても、現場の施工管理上、兼任を認めない場合もあります。「現場代理人兼任申請書」の内容に虚偽の記載があった場合や安全管理等の不徹底等により事故が発生した場合は、兼任を取り消すとともに指名停止措置等を行うことがあります。

### 6 適用開始

令和2年11月9日